

概要

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する勉強会 <第3回>

- 1) 日 時； 7月14日（水）15:30～17:30
- 2) 場 所； 地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）セミナースペース
- 3) テーマ； 産業界からみたABSと企業支援
- 4) 登壇者； 井上 歩（（一財）バイオインダストリー協会生物資源総合研究所 所長）
堀上 勝（環境省生物多様性施策推進室 室長）
- 5) 司会； 星野智子（（一社）環境パートナーシップ会議 副代表理事）
- 6) 議事録；

○ 登壇者プロフィール紹介

井上 歩（いのうえ あゆむ）。一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所所長。1980（昭和55）年、住友化学工業株式会社（現在の、住友化学株式会社）に入社。同社、宝塚生命科学研究所、生命工学研究所、生物環境科学研究所などで勤務。この間、農薬の探索研究、微生物や酵素を用いた化合物の変換反応の研究、農薬の環境安全性試験等を担当。2009（平成21）年、一般社団法人日本化学工業協会へ出向。広報部で、協会広報の他、子供向けの実験教室等を担当。2012（平成24）年に、一般財団法人バイオインダストリー協会へ出向し、生物多様性条約の下での「海外遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」を担当することとなり、現在に至る。

○ 講演「産業界からみたABSと企業支援」<井上所長>

はじめに生物多様性条約や名古屋議定書の成り立ちや目的、役割についてお話しいただきました。

次に、JBAの支援活動について、産業界や学術界に向けて「遺伝資源へのアクセス手引き」を作ったことに始まり、経済産業省の受託事業で、専用WEBの運営やセミナーの開催、相談窓口の開設、現地調査や海外の関係者を招聘したワークショップの実施、関連する国際会議への参加と、そこで得た情報の国内発信を行ってきたことについてお話しいただきました。また、先行するEUの利用国措置に関する情報についてもご報告いただきました。

最後に、JBAはこれまでの支援を継続しつつ、今後、日本が名古屋議定書を締結することになった場合、企業に新たな負担が発生することになれば、それを軽減することや、国内措置についての企業からの相談に対応すること等についてお話しいただきました。

○ 講演「国内措置の主要論点」<堀上室長>

「あり方検討会」の報告書の指摘を踏まえ国内措置の検討を関係省庁とともに進めており、環境省としては、基本的に遺伝資源の利用は促進されるべきと考えていること、国内措置対象の明確化については、コモディティや派生物について議論中であり、国内措置と併せて、モニタリングはどこまで追えるのかというところも考える必要があること、明確、簡素かつ実際的な措置については、出来る範囲でモニタリングするにはどうしたらいののか、それが議定書の担保となりうるのかを議論していること、報告の不履行に対してどうしていくのか、どのように PIC、MAT を取ってもらうのかを併せて考えていること、日本が提供国措置をすべという点について、議定書の締結には必須ではないが、主権的権利に付いてどう考えるかの整理が必要であることについて述べました。

また、日本としても EU の措置は参考にしたいが、日本の産業界・学術界に見合う制度なのかななど慎重に議論しなければならないと考えていることについて述べました。

○ 質疑応答

会場からの意見・質問と回答に関し主なものを紹介します。

Q：遺伝資源の定義が曖昧な中で制度が進んでいるが、提供国と利用国がコンセンサスをとるため、国際会議はどのような議論になっているのか。

また、日本の立場というのも大事だが、国際条約に基づく取り決めなので日本のルールが国際的なルールとあまりにかけ離れてしまうと使いづらいと思うがどうか。

さらに、日本はグローバルに通用する遺伝資源が豊富であると認識している。日本が遺伝資源の提供国としてどうかと言う点について、他国に無断に利用されるというのは不本意に感じるが検討会等での議論はどのようなものか。

A：遺伝資源の定義については、具体的なコンセンサスは得られていないというのが 20 年間交渉してきた結果。これからも変わらないのではないかと思っている。生物多様性条約が発効してからこれまでの 20 年間は、定義が曖昧なままで、提供側と利用側の 2 者間の問題として解決してきた。名古屋議定書が発効され、なおかつ定義が曖昧なままであると、各国の提供国措置や利用国措置の差異につながってしまうよう思う。

A：まだ先は見通せず、各国とも周囲をみて行動しているようである。ルールにおいても大きな違いは生じないのではないかと考えられるが、各国の事情による差異はある。

日本国内での遺伝資源の利用や利益配分に対する法制度を作るということに対し、検討会では措置をとった時の公益ととらなかったときの公益のバランスを見るべきと言う指摘や、今から制度を整えていったときに招く混乱の大きさへの懸念が表明された。

C：今は、ベネフィットは何かということと、PIC を国内の活動を守るものとして見られるかということの 2 点が論点だと思っている。海外に対してどう説明するかという視点で制度を整備していかなくてはいけない。ベネフィットは税金のように払うだけではなく、人材育成に資することもできると思っている。日本の姿勢をどう見せるのか。海外の資源を

日本が取得したとき、その国から日本がどうみられるかを考えるべき。

Q : EU の遵守措置について、伝統的知識、コモディティを含むのか。情報の伝達について域外にいる日本企業も域内に製品を提供するときには遵守措置を求められるか。

A : EU の措置で、「遺伝資源に関する伝統的知識」は、MAT にその旨記載されているものと明確に定義されている。派生物やコモディティについては言及がない。このような措置の運営に関し、EU では措置に明記されていなくても関係者の中で暗黙の了解があると聞いている。EU の中では動いていくかもしれない。日本企業は几帳面に対応しようと努力するので、REACH（化学物質規制）でも、EU の企業以上に対応していると聞く。再び、同じようなことになってしまふのではないかと懸念している。JBA としては EU の情報を常に共有したい。

情報の伝達について、昨年 11 月に発表された実施細則案には、「域外で開発したものを持ち込む際にはデューディリジェンス履行宣言をせよ」と書かれていた。パブコメに際し、JBA からこの記載を削除してほしいという意見を提出した。他の企業、団体からも同様の意見が出されたようで結果的に、この記載は削除される方向で検討されているようである。

なお、デューディリジェンス履行宣言は、研究基金の受領時にもすることになっており、欧州域内の基金を受領した場合には、日本の研究者も何らかの手続きが必要になる。

Q : 国内措置について、昨年の 3 月に検討会が終了したがその後の情報提供がない。今後進捗状況公表する予定はあるか。

A : 勉強会を 3 回実施したが今後も続けたい。また、学術界などの有識者とも意見交換をするなど関係省庁とも検討しているところ。

C: 今後もこのような勉強会をするのは意義があると思う。今年 5 月にブラジルの ABS 法が可決成立し、JBA でも勉強を始めている。ブラジルは生物多様性条約締約国会議の議論では途上国を代表して先進国と激突した国だが、名古屋議定書の採択前頃になると現実的な方向に舵を切った。インドは利益配分に関するガイドラインを 2014 年末に公付した。1990 年代に ABS 法令として最初に出されたフィリピンの大統領令が提供国側の一つのモデルとなつたが、これは、資源利用者のアクセスに対して厳しい条件を付け、ロイヤリティを高く設定するものであった。その結果、企業等によるアクセスが急減し、実質にとまつた。フィリピン型の ABS 法令は目論見通りには機能しなかったといえよう。この 23 年の間に、他の提供国の中には、これら経験を踏まえて、アクセス手続きの敷居を低くする例も出てきた。ブラジルの場合、施行細則がまだ出ていないので、今後の動きを注視したい。いろいろな動きがあるので、固定観念にしばられないためにも、今後も勉強会を継続すべきと思う。

生物多様性条約第 15 条は、他の国が環境に配慮した利用のために遺伝資源にアクセス

してくる場合には、アクセスをより容易にする条件をつくることを奨励すると規定している。不当なアクセスは色々な仕組みにより止める必要があるが、科学や産業の健全な発展のために、国内の遺伝資源を容易に利用できる、開かれた環境を整備することは、日本の国益のためにも重要である。

Q：ワクチンの開発では、モニタリングによって株を特定し、ワクチンをつくっている。モニタリング対象国の株（遺伝資源）は毎年変わるのであるが、それを前提として、手続きを簡素化できるのか。それとも、パンデミックの時のように、ワクチンの売り上げに応じてやるのか。

A：緊急性を有する病原菌の扱いについて、議定書の第8条では提供国として人の健康に影響する緊急事態には妥当な配慮を払うということになっている。検討会の中では、日本では対象から除外するか、対象とする場合には手続きを簡素化すべきと意見が出され、その報告内容をベースに議論している。

A：議定書の規定により、病原体が対象から外されているわけではないが、手続きを簡素化するという議論はある。名古屋議定書や生物多様性条約は他の枠組みよりも優位に立つものではなく、個別の枠組みがあればそちらが優先される。パンデミックについてはWHOのPIPの枠組みがあるが、季節性のものは対象ではないので、名古屋議定書の枠組みに入っている。

以 上